

参議院社会労働委員会会議録第二十三号

(三十一)

昭和三十七年四月二十六日(木曜日)

午前十時四十分開会

常任委員 増本 甲吉君
会専門員

委員の異動

四月二十四日委員村山道雄君辞任につき、その補欠として天坊裕彦君を議長において指名した。
四月二十五日委員天坊裕彦君辞任につき、その補欠として村山道雄君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 高野 一夫君
理事 鹿島 俊雄君
村山 道雄君
阿具根 登君

委員

勝俣 稔君
谷口弥三郎君
徳永 正利君
山本 杉君
横山 フク君
藤原 道子君
村尾 重雄君
石田 次男君
藤原 道子君

委員以外の議員

発議者

政府委員

総理府恩給局長 八巻淳之輔君
厚生政務次官 森田重次郎君
厚生省援護局長 山本浅太郎君

事務局側

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件
○牛乳等無償給与法案(藤原道子君外八名発議)

○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○榮養士法等の一部を改正する法律案(石原幹市郎君外二十四名発議)

○委員長(高野一夫君) ただいまから本日の社会労働委員会を開会いたします。

この際、委員の異動について報告いたします。

四月二十四日付をもって村山道雄君が辞任され、天坊裕彦君が選任。同じく二十五日付をもって天坊裕彦君が辞任され、村山道雄君が選任されました。

○委員長(高野一夫君) 理事の補欠互選を行ないます。

ただいまの報告どおり、村山道雄君が一時委員を辞任されましたために、理事一名欠員を生じております。この際、理事の補欠互選を行ないます。慣例に従いまして、委員長の名に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高野一夫君) 御異議ないと

認めます。それでは村山君の補欠として村山道雄君を理事に指名いたします。

○委員長(高野一夫君) 牛乳等無償給与法案を議題といたします。

まず、提案理由の説明を求めます。藤原委員。

○藤原道子君 ただいま議題となりました牛乳等無償給与法案について、提案理由及び概要の説明を申し上げます。

一 国の文化水準を反映するといわれる乳幼児や妊産婦の死亡率等に見られること、わが国民の健康状態や体位は近年漸次向上されてはきましたが、欧米先進国に比べて、なお、かなりの劣位にあり、さらに相当の改善を必要とする現状であります。したがって、国民の健康を増進し、さらにその体位や資質を向上させるためには、特に乳幼児及び妊産婦に対する栄養の強化を行なう必要があらます。

最近の経済の急速な発展の中で、わが国においても社会福祉の水準の大幅な向上を望む声はきわめて強くなっております。特に児童、母子の福祉に対する国の責任が指摘されております。この際、国の責任による児童福祉対策の一環として、全乳幼児及び妊産婦に対し、栄養価の高い優良な牛乳、乳製品等を無償で配給し、母子栄養の保障を行なうとともに、児童福祉の増進をはかるとするものが、この法案を提出する理由であります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、厚生大臣は、毎年十二月三十一日までに、翌年度における牛乳及び乳製品の需要及び供給の見通しを参酌し、農林大臣と協議の上、当該年度における給与計画を作成し、かつ、これを告示すること。

第二に、国は、厚生大臣の作成する給与計画により、給与対象者に該当する乳幼児及び妊産婦に対し、牛乳または乳製品を給与することとし、その方法として、乳幼児の保護者または妊産婦に対し、給与券を発給すること。

第三に、都道府県知事は、直接に、または乳製品の販売業者中から指定したものを通じて、給与券と引きかえに、牛乳または給与対象者の選択する乳製品を給与すること。

第四に、国は、給与計画を充実にするため、牛乳及び乳製品の供給量の増加をはかるとともに、給与計画の実施に必要な牛乳及び乳製品の量の確保に必要な措置を講ずること。

第五に、厚生省に、付属機関として、牛乳等給与審議会を置き、厚生大臣は、給与計画の作成について同審議会に諮問すること。

第六に、都道府県知事は、政令の定めるところにより、事務の一部を市町村長に委任することができ、国は、都道府県及び市町村(特別区を含む)に対し、その行なう事務に必要な費用を交付し、また、指定を受けた業者に対し、その者が牛乳または乳製品の給与

に要した費用を支払うものとする。

第七に、経過措置として、当分の間、乳幼児については、二才未満の者を給与対象者とする。

以上が本法案の大要であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(高野一夫君) 本件に対する質疑は次回以降に譲りたいと思います。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高野一夫君) 御異議ないと認めます。

○委員長(高野一夫君) 次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引き続いて質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言願います。

○阿具根登君 恩給局長に質問します。この戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案ですが、軍人であつて援護法の適用を受けねばならないというのは、一体どういう意味なのか。軍人であるなら、当然恩給法の適用を受けるはずですが、軍人が戦傷なり戦病なりした、そういう人を恩給法からはずして、何で援護法で援護しなければならぬのか。また、軍人がどのくらい一体おるのか。恩給法からはずされて、そして援護法で援護されておる者は一体どのくらいおるのか、そ

の点をひとつ知らせて下さい。

○政府委員(八巻淳之輔君) 旧軍人の援護を対象にいたしました恩給法なり、援護法が働いておるわけでございますが、旧軍人の遺族等につきまして、その遺族の適用範囲ということにつきましては、恩給法と援護法で範囲が違つておるのでございます。たとえば六十才未満の遺族の場合は、不具廢疾でない限り、援護法の遺族年金の対象になら

らない。また、内縁の妻というような場合には、恩給法のほうでは対象にならないが、援護法では対象になる。それから戦死者の孫というような場合につきましては、援護法では対象にするけれども、恩給法では対象にしておらない、こういうふうな適用対象が違つておる点がございます。これは恩給法というのは古い法律でございます、

大正十二年に恩給法という一本の法律になりましたけれども、それ以前の軍人恩給法なり文官恩給法なり、その他のいろいろ恩給關係の法律を一本にまとめまして、恩給法に受け継いで、それでずっと引き続いて、戦前戦後を通じて現在まで運用してきておる法律であります。そういうような意味合いからいたしまして、この法律關係といふのも、その時代々々における民法なり、その当時のいろいろ既成の法律を土台にして作られておるわけです。

ところで、援護法のほうは、昭和二十七年に、戦後その時点において新しく出発した法律でございます。したがっていまして、どうしてもその二つの範囲の違いというものには法律に性格的に出てくるわけです。そこで、まあ言いかえますならば、軍人恩給、軍人の援護、遺家族の援護という面からいいます。

して、恩給法で対象にならないものとして、恩給法で救うというふうに、両方相補って、そうして軍人遺家族の援護の実を全うしているというのが現状だろうと思います。なお、軍人でありながら、恩給法のレールの上に乗らないで、援護法で遺族年金を受けておるといふのがどのくらいあるかという、こういうお話ですが、それは援護局のほうにデータがございます。

○政府委員(山本浅太郎君) ただいまのお尋ねのお答えでございますが、もとの軍人の御遺族でありまして、ただいま恩給局長が御説明しましたような年金立法の仕分けによりまして、遺族年金金給法に適用されるのは特例年金――援護法で対象とされて、現在受給されております者の十二月末現在の数字は二万七千五百二十人になります。

○阿具根登君　そうすると、恩給を受けておる人ですね、これはどのくらいですか、数は。それは援護局じやなくて、恩給局のほうから。

○政府委員(八巻津之輔君) 軍人関係で申しますというと、恩給を受けている方、これは遺族ばかりでございませぬ。傷病者あるいは年功恩給で御本人が受けている恩給、いろいろのものを含めまして二百二十万六千七百四十八人というのが三十七年度予算の基礎になっている人員でございます。そのうち、いわゆる軍人の遺族という関係の方が百四十万ぐらいでございませぬ。

○阿貝根登君 障害年金の場合です
ね、軍人が障害を受けて、そうして恩
給の、まあ増加恩給になりますかね、
あるいは障害恩給をもらっておると、
そうしますと、それと援護法の金額は

同じことなんです。そうすると、当然障害年金をもらう人だったら、それは恩給をもらうべき人でしょう。それが障害の程度で、恩給には達しないけれども、援護でやらねばできないというような方ならまた別なんです。ところが、そうじゃなくて、恩給の金額と援護の金額と一緒になんです。それを何で恩給のやつを援護でしなければいけぬか。当然これは軍人であって障害を受けたならば、これは恩給でやるべきなんです。なぜ援護で落とさなければならぬか。

○政府委員(八巻淳之輔君) 傷痍軍人の場合には、援護のほうに切りかわつてゐると申しますか、結局恩給法上はその方は時効で失権しておる。失権しておるといふか、時効で請求権を失つておる。たとえば大正年間なり昭和の初めごろに、戦争で傷を受けた、そのときの傷について請求権があつたわけですが、それを行使しなかつた。傷病軍人恩給は、御承知のとおり終戦後も廃止

されませんで、そのままずっと文官給と同じように、制度としては引き續いておったわけです。それにもかかわらず、時効によつて請求権を放棄した、こういう方につきましては、これは恩給法上何ともいた仕方がない。新しく援護という思想で出発した二十七年の援護法によつて、そういう人を新しく見直して、援護法の土台の上で見ていくというケースでございます。

○阿具根登君　そうすると、これは軍

人であつて、国家の要請に従つて軍務に服してけがをした、それはわかつておるけれども、時効になつておるから援護法で拾う、それはおかしいじやないの。それだったならば、軍人であつ

て、軍務で公務疾病なり公務負傷なりをした、それだったら、そのほうの法律を変えるべきじゃないですか。それをはかの法律で拾う、いわゆる援護法でみる場合は、その人は軍人であつたから軍隊時代に公務でけがをした、あるいは病氣になつたということを認めて、その障害年金を支給するようになるわけなんです。そうすると、これは軍務であるということがわかつておつて障害年金を援護法でもらうというのはおかしいのじゃないですか。それは時効にしたというならば、その点を修正し

て、そうして拾うべきじゃないですか。それを援護法に持つてくるというのは筋が違ふと私は思うのですがね。そうすると、援護法というのは、軍人じゃなくて、軍属とか準軍属とか、そういう人たちに對する援護であつて、軍人であつた人の援護はあくまでも恩給であり、あるいは増加恩給である、こうなるべきだと私は思うのですかね。それはいかがですか。

○政府委員(八巻澤之輔君) 恩給法に
いうのは、御承知のとおり、文官並び
に軍人全部、一般的な官吏についての
退職後の、あるいは死亡後の制度なの
でございまして、それら全体を通じて
考えました場合に、ある特定のものに
ついての例外措置を認める、法律の体
系の上で認めることはなかなかむずか
しゅうございまして、またまたま傷
痍軍人であるがゆえに時効というもの
は猶予するということになりますると

いうと、全般の問題にからんで参りまして、体系の中で手直するというところは、まあオーソドックスな考え方からいうと、なかなかむずかしい問題でございます。援護法というのは、昭和

二十七年に新しい観点から、その時点においてどういう状態にあるかということを考えて、それに対する援護の手を差し伸べるということから出発いたしました。そうして、そうしてまた二十八年にはははは軍人に関する、傷痍軍人を除きまして、普通恩給なり遺家族の扶助料なりというものについての規定というものがまた再出発いたしました。そうして恩給のルールに乗ってきたということになったわけでございますので、援護法の観点から新しく拾われたということと、恩給法の法の体系を乱すということとは、まあそういう恩給法の体系を乱してまでそれをこちらに引き取るというんですか、吸収するという措置は、あえていたさなくても、実質的にはそれで現状は救われておる。そういうことではあるし、ではなかろうか、こう思っております。

○阿具極登君 私は、その考え方が間違つておると思うので、一方、軍人で公務でけがをして、そうしてこれは恩給なり増加恩給なりをもらつておる。援護というのはそうじゃないですよ。そういう助ける道のない気の毒な方、いわゆる軍属とか準軍属、こういう者に対するこれは援護なんです。恩給が受けられぬから、その人たちは当然つけなければできないやつを、それは戦時中であつたり、あるいはその他のいろいろな理由で時効になつておる。そうするなら、これは恩給の範囲になるはずなんです。それを公務でけがをした、公務で病氣したということがはつきりわかつておりながら援護法で拾うという、その思想が私は間違つておると思うのです。それはおかしいのです。それなら文官だつたら、文官

はこれで拾えますか。文官のほうはこれ拾えないのですよ。文官と一緒だといふなら、文官はこれに入ってくればいい。だから軍人とするなら、あくまで軍人恩給の対象にしなければならぬ。そして軍人と軍属と分けて、しかも、最後は同じだということになるならわかるけれども、何か時効になつておる、繁雑だ、体系がくずれる、これこそ体系がくずれておるのですよ。軍人が軍人一本であるべきなんです。軍属、準軍属はこの法律で救う、軍人はこの法律で救う、それが体系であるはずなんです。あなたのとおっしゃるのが体系が狂つておるのですよ。そう思いませんか。

○政府委員(八巻淳之輔君) まあこの問題につきましては、いろいろ今まで、現在こうなつておるといふことに對するもの考え方というのを申し上げたのでありまして、確かに先生御指摘のとおり、いろいろ問題点はございます。そういう意味で、その程度の方々に對して取り込むかどうかという点は問題点があると思ひます。そういう意味で、あえて強弁するわけでもないけれども、現状こうなつてゐるということをごいまして、そういう考え方もあるといふことは私どもわかつております。将来の問題点だろ

うと思つております。

○阿具根登君 援護局長はどうですか。この場合、軍人の一部をこういふふうな援護の中に入れたことは筋が違ふと思ふのだが、援護局長はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(山本淺太郎君) 先生の御指摘の問題は、私個人といたしましては、非常にやはり問題であらうと思ひ

ます。特に立法政策の上から、白紙で考えようとした場合に、どういふものが是であるかという点については、非常に同感の意を率直に表明したいと思ひます。ただ、先ほど御指摘の遺族年金の場合の條でありますとか、あるいは内縁の妻という問題と、ただいまの恩給局長の申し述べられました障害年金の時効の問題はいささか違ひではないか。前の條とか、あるいは内縁の妻というふうなものは、純粹に一つの立法政策の問題ではないかと存じます。恩給法上の障害年金の時効が、恩給法による期限を経過したものについて、さらに恩給法で拾うといふことは、一般の法制の通則からいいますと、非常に技術的に例のないむづかしい問題になりはしないかと思ひます。でございますが、しかし、これも法律でございますから、やつてやれないことはなからうと存じます。そういう点で十分今後の検討問題ではないかと存じます。

○阿具根登君 そうすると、もうひとつ今度は障害一時金ですね、障害一時金は、これには軍人はいないわけなんです。ところが、今のような時効になつても、障害一時金をもらふに該当する者は一体どうなんです。軍人であつて障害一時金に該当する者もこれはあるかと思ふ。ところが、時効になつて、そういう人たちは何も救う道はない、軍人で障害を受けた人をこういふことで援護法で拾おうとするなら、もしも一時金の資格のある人があつたら、これはどこで拾ひますか。けがして一時金をもらつていなかった、それで時効になつた。一時金の人是一款症か二款症か三款症、その人が軍隊でけがし

た、けれども、その当時は戦時中であつたから、今の法律の系統も知らなかつたから、今日までもらつておらないう、そういうのは一体どこで救うのですか。恩給局長どうですか。

○政府委員(八巻淳之輔君) 障害関係で一時金というのは、恩給法では、款症以上は年金でございまして、その程度以下の目症程度ですね。その程度ところが一時金ということでございます。援護法では款症程度が一時金、目症も現在考えられるということになつております。

○阿具根登君 その場合の、たとえば障害年金の——この援護法でも三款症までは年金があるわけなんです。ところが、軍属に限つて、今度は一款、二款、三款だけは障害一時金をもらへることになつてゐるわけなんです。そうすると、恩給の場合でもそれを入れるわけなんです。援護法にも一時金があるのです。年金のほうは、款症は全部年金だとおっしゃる。ところが、援護法には一時金もちゃんとあるわけなんです。二十四万八千円も一款症でちゃんと一時金があるわけなんです。そうすると、それに該当するものが私に軍人にもおると思ふ。援護局長、そういうのは全然ないのですか、軍人に。

○政府委員(山本淺太郎君) 御承知のように、遺族援護法につきましては、障害一時金というのは軍属だけに認められておるわけでございます。軍人に對して認めていないのは御指摘のとおりでございますが、やはりいろいろ立法政策的には、先ほど申しましたように、ずいぶん問題の所在するところであるとは存じますけれども、やはり援護法の基礎的な考え方といたしまして

は、本来、恩給法で拾われるべきだといふ理由が十分に立ち得るものについて援護法にしておりますものは、いわば一種の特典といひますか、言葉がいささか当たらないのでございますが、一つの救済的恩典として、援護法であつて拾つたといふような思想が援護法の立案の基礎にございまして、このよ

うな低いものの措置まで軍人についてはみなかつた。本来、軍人については恩給法でみるべきものであつて、援護法にしたといふのは、本来、恩給からはずれるものを援護法で救済的な気持ちで拾ひ上げた、こういう思想が基本にあることによりまして現在のような立法になつておるものと理解しておりますが、しかし、政策の問題としては、先生御指摘のように、将来十分検討に値する問題ではないかと考えております。

○阿具根登君 そうすると、一時金の一款症、二款症、三款症というのは、いわゆる軍人恩給の一目症に当たるわけですか、目症に当たるわけですか。

○政府委員(山本淺太郎君) さようではございません。援護法的一款から三款に相当するものであつて、病状がいわゆる固定した者に支給されるものでございます。

○阿具根登君 そうすると、この考え方は目症に該当するものでしょう。この年金の一款、二款、三款というのはあるわけですが、年金にも、ほんとう是一款といふものはみな一款なんです。ところが、これは程度が低いから一時金になつてゐる。片一方は程度が高いから年金になつてゐるわけでしょう。

○政府委員(山本淺太郎君) さようでは

はございませんで、ただいま申しましたように、軍属に支給されます援護法の一時金というのは、援護法で定められております別表にございまして一款から三款に相当する障害であつて、その障害の状態が、いわゆる病状が不変の状態になつた固定した場合に出すものでございます。

○阿具根登君 それはわかつていますよ。たとえば親指が一本切れた、これは切れたら伸びてこない。これは直つたら病状が固定したということになつて、一時金の一款、二款に当たると思ふのです。ところが、そんなら足が一本切れた、足が一本切れたら、足は伸びてこないといふのです。これは何項症かに当たるでしょう。これは一時金にならぬでしよう。症状が固定したといふのはそういうことじゃないでしようか。その傷の程度によつて、病状の固定で一款症、一目症、一項症になるわけなんです。そうすれば、一時金の款症というのは目症に該当するのじゃないか、軍人恩給の。そうなりはしませんか。病状の固定だけだつたら、足が切れても手が切れても、両手切れても、これは固定するのですよ。その人は病状の工合によるのですから、そういうのはおそらく一項症か二項症に入ると思ふのです。

○政府委員(山本淺太郎君) ちょっと私が聞き間違えたのかもわかりませんが、恩給法の目症に該当するのではない。目症と言われましたので、目症ではございませんといふことを申し上げました。

○阿具根登君 それは款症だから、目症でないことはわかつておるけれども、目症の考え方にはこれは該当するの

でしよう。ですから、恩給局に聞きますよ、恩給は款症の下に目症というのがあるはずなんです。重いのから項症、款症、目症となっているわけなんです。恩給法は昔からそうなっているのです。それで援護局のやつは款症が二種類あるわけなんです。ということは、これは程度の低いやつが一時金に該当するのだから、款症という考え方は目症に該当するのじゃないかと言っているのですが、恩給局どうです。

○政府委員(八巻淳之輔君) 款症と目症とは、その症状の程度が根本的に違ふ。根本的と申しますか、程度が違ふわけで、それでグレードをつけているわけなんです。款症の程度の症状に對して、年金で支給するか一時金で打ち切ってしまうかという法律の立て方の問題。そこで、初め軍人恩給が再出発したときに、款症というものは、大体軽度傷病者でございまして、それは一時金で打ち切つてしまおうというので、初め政府原案が出たわけですから、恩給法でもですね。ところで、やはり戦前は輕症者についても、款症程度でも年金でずっと支給しているじゃないか、そこで再出発したからといって、そのときに一時金で打ち切るのには非常に氣の毒だ、こういうので、議員修正で年金に切りかえたのです、恩給法のほうでも、それで現在は恩給法では、重度傷病者の増加に恩給にきましてはもちろんのこと、軽度傷病者の款症程度につきましても年金で支給する、こういう立て方を戦前と同じようにとっておる。ただし、本人が、私は一時金でもらいたい、こういうのなら一時金で差し上げる、その

かわり、年金としては上げません、こういう選択の方法をとっているわけがあります。そこで、援護法のほうは、恩給法改正以前の、一年前にできた法律なんです。ですから、恩給法の政府原案と同じように、軽度傷病者である款症の程度については、もう一時金で打ち切るという思想です。そこで援護法では一時金という形をとっておられる。よく覚えておられますが、一部の症状の内容によつては、年金で継続して支給するという形をとっていると思ひます。ですから、款症につきましても、援護法では一時金という形をとっておるというところの違ひだろうと思ひます。

○阿具根登君 そうすると、援護局長はどうですか。援護局のほうも、たとえば一款症の人が、年金の一款症だったから今度のやつで三万三千円、四万円になりまして、四万円になるわけですね、一款症。その同じ一款症が、一時金の場合には二十四万八千円です。それを自由選択させておるわけですか。

○政府委員(山本浅太郎君) ただいま恩給局長が申しましたように、援護法では選択は認めておりません。

○阿具根登君 そうすると、これは私が言うように、目症に該当するのじゃないでしようか。この一時金をもらう人は恩給をもらう資格はないのです。年金にならないから、これは一時金になっておるのです。ということでは、症状がそれだけ軽いということなんです。症状が重ければ年金のはずなんです。そうすると、これは名前が款症だけれども、目症に該当するのじゃないか。

○政府委員(山本浅太郎君) よくわか

りました。思想としてはそういう考えでございいます。

○阿具根登君 そうしますと、恩給局長さんにお尋ねいたしますが、これは目症に該当するもので、一時金が、一款症で——目症にしてみたいのです。が、かりに一目症だとして二十四万八千円がもらえる。ところが、旧軍人であるに該当するものはたくさんあると思う。そうすると、一方は軍人の恩給で時効になつてもいい、そなたの人を障害年金で助けるなら、一時金の款症の人がなぜ障害年金で助けられないか、援護法でなぜ助けられないか、こ

うなるわけですか。年金をもらう程度のけが、病氣をした人は、これは自後十四年も十五年もたつてから、これはあ

のときの傷だということに認めて援護法でもらうようになっておるわけなんです。ところが、そういう人がおるから、目症に該当する人はもっと多いはずだと私は思ふ。重症と輕症は、輕症が多いんです。そうして、重症の項症や款症に該当する人がおるから、軍人軍属のこれは障害年金になつておるわけでしょう。そうするならば、もっと

輕い人がまだたくさんおるわけなんです。時効になつておる人は輕いから申請を

してない、制度がないから申請もしてないんだと私は思ふ。しかし、当時の目症に該当する人で、手続ができずに、今日まで一時金をもらつておらないという人には、この援護法によつて

軍人も軍属も——軍人軍属としたならば、相当な人が私は申請してくると思ふんですが、そういうことはないで

あり、片方は款症であるということはないのでありまして、たとえば小指の先がとれておる、こういう場合には、たしか二日症か三日症だと思ひます

が、こういうふうな程度の症状に對しては、現在恩給法の上でも援護法の上でも、何らの給与はいたしておらないです。お話のとおり、そういう程度の非常に輕いけがをされた方は、たくさん幅が広がります。しかし、援護法でも恩給法でも、それまであるいは年金なり、また、昔一時金で決済したものをまたやり直すというよう

なことはとてもやり切れませんので、そういう方々につきましては、援護法でも恩給法でも救つておらない。で、

そういう方々で、昔満州事変なら満州事変で小指をけがした、こういう方々が時効で、そのときにたとえば満州事変で小指をけがしたために、一時金で百円なら百円というのをもらへるはずだった。それがその後百円というものを請求しなかつたという人はいらっ

し、大部分の方々は小指一本で百円——どのくらいの一時金額だったか

忘れましてけれども、その額を請求した方は相当あるわけです。そして、それでもって一応決済は済んでおるんです。でありますから、戦後におきまして、その方々について、そういう

目症程度の輕度傷病者までには回りかねるという現在の状態のもとで、その人に對して、またさらに一べん昔百円の一時金で決済したものはどうも氣の毒だから、また別に何万円かのものをやろうということにはならない。

聞いておるのではない。この一時金の一款、二款、三款症というのは目症に該当するものだとは私は見ておるわけ

です。それでなかつたら年金にいくはずで、年金をもらえない款症というのは目症に該当するものではないか、その精神は。そうすると、昔小指一本切つて百円ももらつたが、その人は氣の毒だから、また十七万やれということではない。そのときそのときで済んでおる人はだめなんです。しかし、小指一本切つて当時百円ももらへる人で、百

円の申請をしなかつたからもらつておらないという人がたくさんあるはずだ。そうでなかつたら、それよりも上

のおそらく項症に入つたらう足一本切つた人がおるかもしれせん。そういう人が漏れておるからこの年金をやるといふんです。それならば、そういうひどのさえ漏れておるんだから、款症に該当する人はもっとおるはずだ、その人を救う道がこれにはないんじゃないか。それで援護局長にお尋ねしますが、一時金の三款症はどういう負傷ですか、十七万六千円もらう

は。

○政府委員(山本浅太郎君) 御承知のように、恩給法の別表第一号表の第三款症に掲げられておるものがございますが、例示として六項目掲げてございまして、ただいまの先生の類別に近いのをとりまして、たとえば「一側第一趾ヲ全ク失ヒタルモノ」というものにつきまして、症状が完全に固定しておるもの、こういう方が一時金の一つの具体的例でございます。

○阿具根登君 指一本でございいますか。

○政府委員(山本浅太郎君) はい。

○阿具根登君 恩給局長、今指一本失ったやつは何らの対象にならないと言ったじゃありませんか。援護でも救わない、恩給でも救わない。これは恩給の第三款症でちゃんと救うようになつてゐるじゃありませんか。

○政府委員(八善淳之輔君) 今の第三款症が指一本と申しまして、親指の場合と人さし指と中指の場合と違ふので、人さし指を全く失つた場合、それが第三款症でございます。それから中指の場合には第四款症、それから薬指の場合には第五款症、それで、それ以上が年金になる、恩給の場合は、それ以下のもつと軽いのが目症、こういうランキングになつてゐるわけです。そこで三款症の場合は、人さし指一本ない、こういう場合には三款症の年金というものが恩給でも参りますし、援護法では一時金ということになつてゐるわけですね。

○阿具根登君 それならまずまず質問を上げていかなければならぬわけですね。それでは、恩給は七項症までであつて、一、二、三になつてゐるから四款症になりますね、年金の最低は、これはまたあとで質問しますが、第六項症の場合、恩給法の定める基準と援護法の定める基準と違ふんですか。金額は一緒です。

○政府委員(山本浅太郎君) 同じでございます。

○阿具根登君 同じでしょう。同じなら三款症と四款症は同じはずで、恩給の対象になるのは、あなたのおっしゃつたのはうそじゃないですか。指一本、これから親指なら一本切れたと、これが一款症なら一款症、三款症ですか一款症ですか、どっちでもいい

ですよ。これは恩給の対象になるでしょう。こちらは年金の対象になるでしょう。それならこんな下の一、二、三というのはいずれに該当する低いやつでしょう。年金の款症と一時金の款症と混同しないようにして下さい。恩給の査定の基準と金額と、それからこの援護法の査定の基準と金額は同じなんです。同じになるんです、金額は。同じだから査定基準が同じはずなんです。そうすると、恩給局の言つておる恩給対象になるのは、こつちの年金の対象になるんです、みんな。

○政府委員(八善淳之輔君) 援護法で三款症と申しますのは、恩給法の年金に關して適用されてゐる。恩給法では二款症に該当するわけですね。つまり六項症増加恩給の部分を一款症のところまで上げて七項症を立てておられます、したがって、一つずつズレてゐるわけです。そこで、恩給で二款症といふのが援護法で三款症、こういうわけですね。

○阿具根登君 それだから、あなたが言う款症は年金ですとおっしゃつたわけですね、軍人恩給では款症は年金だ。ところが、軍人恩給で款症が年金になつておるものは、全部援護法でも年金になつておるわけですよ、全部同じことなんです。その下に一款、二款、三款とあつて、一時金をもらうようになつておるわけですよ。それに該当する軍人がゐるはずだと、私はこう言うのです。そうして漏れておるのがあるはずだと。ところが、軍人を救うなら、その軍人をなぜこれで救わないか。それでなかったら、なぜこの軍人を恩給のほうにとらないかといふことですよ。おかしいじゃありませんか。

か。——どうも私の質問がまずいのかもわかりませんが、恩給局長びんときておらぬようですがね。障害年金には軍人、軍属といふのがあつて、特別項症から第二款症まであるわけですか、第三款症までですか、これはおっしゃつたように、軍人のほうでは第七項症がありますから、だからこれは二款症まである。これはまだ援護局にこのあたつたしたいのだが、七項症をなぜ二款症にしたか、こういうややこしいことをするからわからなくなる。まあそれはあとの質問にしますが、それは恩給の対象であり、年金の対象、同じことなんです、金額も基準も同じなんです。

○政府委員(八善淳之輔君) 恩給では先ほど申し上げましたとおり、重度傷病については第一項症から七項症までという増加恩給が、軽度傷病者については第四項症から第七項症までであるわけですね。ところが、援護法のほうでは、重度傷病者のほうは六項症で押えて、軽度傷病者のほうは三款症までとしてあるわけですね。ですから、つまり恩給のほうでいきますと、軽度傷病者につきましては、七項症と一款症と二款症にとどまるので、あと三款症といふのは援護法ではないと、こういうことになるわけですね。ですから、別に援護法でも見てくれないといふ、いわゆる恩給のほうでいへば三款症、四款症、つまり中指が一本ないとか、人さし指がないとか、こういうような人は、たとへば時刻になつたら恩給でもいかなないし、援護法でも全然救われぬじゃないかと、こういうことですよ。

○阿具根登君 そうです。

○政府委員(八善淳之輔君) そういう問題につきましては、援護という立場からそこまで一体救うのかどうかといふ立法制度の問題になるわけですよ。それから、また、恩給の側からいへば、もう時効で、みずから請求権を放棄した、請求権の上に眠つたといふものを援護という理由でそれをまた復活させる必要があるだろうか、こういう問題になるわけですね。

○阿具根登君 私は、何も恩給復活を目的にして言つておるわけじゃないのですよ。私は、恩給は復活してもらいたくないのです。しかし、文官恩給といふものがつたものだから、軍人恩給までこうなつてきたのです。思想としては私は反対なんです。しかし、それじゃあなたのおっしゃるやうに、そういう人は軍属のほうでは——これはそれなら軍属の三款症の一時金といふのは、恩給の何款症になるのですか。

○政府委員(山本浅太郎君) 第二款症でございます。

○阿具根登君 第二款症——ちよつと待つて下さい。恩給のほうは何款症まであります。第四款症ですね。そうすると障害一時金の第三款症に該当するものは、恩給にはないのです。第二款症まであるのです。どうなんですか、六項症まで一緒でしょう。それから一、二、三、四款症まであります。

○政府委員(八善淳之輔君) ですか、六項症の次に、いわゆる援護法でいう第一款症といふものは、恩給では七項症、増加恩給のカテゴリーの中に組み入れる。援護法でいつてゐる二款

症は、恩給では一款症、第三款症といふのは恩給では二款症、こういうのです。さらにそのほかに、その下へ持つていつて、三款症、四款症といふ二つのカテゴリーがつけ加つておる、こういうことですよ。

○阿具根登君 三款症、四款症までありますが、この障害年金では七項症がなくて一款症になつておるけれども、一、二、三款症、その下にまた一、二、三款症とあるということになるわけですよ。三款症までは年金でしよう。それで年金に該当しないのは一時金で三款症までであるでしょう。そうでしょう。

○政府委員(山本浅太郎君) いろいろ考え方でございますけれども、先ほど来申しましたやうに、援護法でいいますところの障害一時金は、傷病の程度といたしましては、やはり障害年金も障害一時金も、一款から三款まではそれはそれぞれ同じ内容のものでございまして、その疾病の状態が、先ほど来申しましたやうに、症状を固定したという場合に支給するものでございまして、まあ下という思想はやや当たらないのではないかと思います。

○阿具根登君 そうすると、援護法の障害一時金の第一款症は恩給法の第三款症に該当するのですか。

○政府委員(山本浅太郎君) 先ほど恩給局長が御説明しましたやうに、一号ずつ繰り上がった思想でお考えいただければよいと思ひます。

○阿具根登君 だから恩給法には七項症まであつて、一、二、三、四款症まであるのです。四款症までであるでしょう。援護法のほうでは七項症がなくて六項症まであるから、七項症が一

らないということ、特にそういう一つの呼称、まあものいい方といひますか、そういう呼称は変えない。しかし、障害年金の額としての実態は常に歩調をとっていき、こういう思想をとったわけでございます。なお、援護法が恩給に特にそういう名称を改めないうことにいたしましたのは、恩給では、御承知のように、増加恩給と傷病恩給というまた一つのくくりの差がございまして、援護法におきましては、すべて障害年金一本ということでございますので、まあこういう点からも、あえてそういうくくりの区分に変更に――恩給法にならうということとはやなくていいんじゃないかということとで今日に至っておるわけでございまして、いろいろまぎらわしい点、その他いろいろ問題もございまして、将来の扱い方については、十分勉強をさせていただきたいと、率直に申し上げ

この際、一例だけ政府に要望しておきたいと思ひます。実は、申請をしてもなかなかそれが適正にやられていない。私のところへ今陳情がきていゝもの一つでございまして、二人来ているのでございまして、向こうで頸部というのですか、ここへたまたま当たつて、現地で二発取つて、内地の陸軍病で二発取つて、一つまだ残つてゐるのが明らかにレントゲンでわかつてゐるのです。そのレントゲンを付けて申請をされているわけですが、国立病院の院長は、戦傷による半身不随、戦傷によるものと診断をして厚生省へ申請したにもかかわらず、厚生省の診断では、これはもう中風である、脳溢血だ、というようなことで却下してゐるのですね。ところが、その本人の申し出によつて、当時健康で現地で働いてゐて、頸部にたまを受けて、四発は取り出した、ところが、あと一発は残つて、レントゲンに明らかに残つてゐる。レントゲンを付けて申請をされても、その査定は中風の結果であつて、戦傷とは認めがたい、このいうことは、私は血も涙もないことだ。それを抗議したらば、今度はその当時の診断書をよこせ、ところが、病院は焼けてやつてないんです、戦争中のことだ。それで国立病院の権威ある院長の診断書が出てゐるにもかかわらず、そういう扱いをするということは、私も非常に納得いかないし、本人の気持ちも非常に気の毒だと思ひます。こういうことはもっと慎重に、書類を出せといつても出つこない。こういう点を考えて、三十で中風になつて倒れるということ、これはないことはありませんけれども、現実にはたまたま五発入つてい

るといふことが明らかになつて、四発出て、まだ一発残つてゐる。これに対しては、私は、もう少し援護法の精神に沿つて、恩給法の精神に沿つて、もっとあらためて十分審査をしてやつてほしい。こういう場合は多々あるのでございまして、法律を作るときだけ熱心であつて、適用する面においては非人情では私はいけないと思ひますので、これは政務次官にもよくと私申し上げておきたい。

これは先般の會議でお尋ねのございました戦時死亡宣告によりまして、その対象からはずされていくことになると思はれるものが、これは推定でございまして、多少前後いたしました、千五、六百あるのではないと思ひます。したがうして、この留守家族手当が支給されなくなる七月末には、三千百名くらいに対象が減るものと現在のところ見込まれるものでございす。このうち――このうちと申しますのは、三千百名のうち、留守家族手当を受ける条件として必要な過去七年以内に生存してゐたと認められるに足りる資料のありまする未帰還者は、五百から六百くらいになるのではないかと。したがうして、留守家族のうち、二千あまりの方々が八月から留守家族手当が支給されなくなる、こういう数字になるわけでございまして、しかしながら、これらの方々は、つまり留守家族手当を受けられなくなる方々の大部分は、先ほど申しました戦時死亡宣告を受けますといふと、大部分の方々が、恩給法、あるいは恩給法の公務扶助料あるいは遺族年金、あるいは遺族給付金、こういう遺族としての新たな給付を受けられることになるわけでございす。それで、ごく少ない、おそらくは百名以内ではないかと思ひますが、その程度の方々がそういう遺族年金や遺族給付金もいかにないという一部の人が出ると思はれますが、しかしながら、私のほうといたしましては、去年いろいろ留守家族の実態調査を行ないまして、留守家族の状況を見たのでございまして、今日この百名程度のものにつきましても、それらの子弟の方々の大部分といふものは成年に達してお

りますし、特に生活上の支障を来たすといふようなことはないといふふうに判断いたしましたわけでございす。また、今回の法律を通していただきますしたことは、直ちに社会局長、児童局長等と連名の通牒で、こういう全部の留守家族に對しまして、生活保護法の適用はもとより、その他母子福祉資金の貸付でありますとか、その他の援護の措置を十分とるよう指導をいたしたいといふことで、今準備をいたしております。また、こういうふうな留守家族手当の支給が打ち切られることになるといふことは、過去におきましていふ都道府県に周知をはかつてきたところでございますし、関係都道府県の様子を聞きましても、まあ大体今までのとおりで大丈夫といつてよろしいといふ事情でございましたので、あえて延長をとらなかつたのでございす。

○阿具根登君 そうしますと、この法律案が通れば、民法の三十条でしたかね、これで厚生大臣が失職宣言するわけだつたんですね。そうすると、大体今未帰還者数が一万七千六百余人といふこの前報告がありました、そのうちで生存してゐると推測されるのは、樺太関係と中国関係、それから北鮮これを入れて六千八百人が生存を推測されておるんですね。そのうちの三千百名ばかり未帰還者の留守家族手当をおもひになる。そうなりますと、その他の人は今百名くらい打ち切られる方がある、それは何とかするといふことだつたんだが、その他の方はもう向こうで家庭を持つておられるとか何とかで、これは援護の必要はないのであるかどうかといふのが一点。

○阿具根登君 七項症というのは、これは昔あつたんです。昔からあつたんです、七項症というのは。それで、これは増加恩給であつたのです。それが終戦後一時なくなつて、また復活したんです。その七項症に該当するのは一款症であつて、金額も何も同じなら、七項症に直すか、あるいは一款症にするか、そうしないか、これは一つだから非常にすっきりしない。これはまあ今度でなくともいいですけども、ひとつ考へておいていただきたいと思ひます。

○藤原道子君 ちよつと関連して。私は、審議のときにはずいぶん熱心に当局も答弁されてゐるんですが、その運営に非常に遺憾な点があるので、

○阿具根登君 お願いいたします。○阿具根登君 この前、徳永委員からは、相当詳しく御質問がございまして、私、簡単に御質問申し上げたいと思つたんですが、留守家族手当の期間が七月二十一日ですか、満了になるんですね。過去二回と同じように延長しなかつた理由と、どのくらい該当人員がおるか、これお尋ねします。

○政府委員(山本浅太郎君) 現在、本年一月現在で留守家族手当を受けておられる方々の総数は四千六百五十一名でございまして、これらの方々のうち、今後、ただいま申されました時期までに死亡公報を発売いたしましたり、あ

○阿具根登君 そうしますと、この法律案が通れば、民法の三十条でしたかね、これで厚生大臣が失職宣言するわけだつたんですね。そうすると、大体今未帰還者数が一万七千六百余人といふこの前報告がありました、そのうちで生存してゐると推測されるのは、樺太関係と中国関係、それから北鮮これを入れて六千八百人が生存を推測されておるんですね。そのうちの三千百名ばかり未帰還者の留守家族手当をおもひになる。そうなりますと、その他の人は今百名くらい打ち切られる方がある、それは何とかするといふことだつたんだが、その他の方はもう向こうで家庭を持つておられるとか何とかで、これは援護の必要はないのであるかどうかといふのが一点。

それから、おそらく、この法律が通れば、たとえば南方に六百人おる、北鮮に九百人まだ帰っておらない方がおられる。そのうち百五十名生存、極端にいえば、南方の六百名というのは、これは全部死亡と認定するのですか。民法の三十条によって認定する、今度この法律で整理していまおうという考え方ですね。

○政府委員(山本浅太郎君) この法律で整理するという気持は全然ございません。あくまで政府といたしましては調査究明をいたしまして、不幸現状においては死亡と推断せざるを得ないような事情にありながら、そのことを留守家族に正確に伝えないで、安易な気持で留守家族に与えて、親族相続上の措置もしないままに貴重な歳月を送るということは留守家族のためにならないという気持で、調査の結果を率直にお話する対象にはするというものでございします。

それから、死亡宣告をいたします場合に、法律に明記してございますように、留守家族の意見を尊重しなければならぬということでもございますので、私どもは、今まで国が調査をし尽くしました詳細を留守家族によく話しまして、十分納得を得た上でやるという事で、留守家族の反対を押し切つて死亡宣告をする意思は毛頭ございません。

それから、まず第一に、先生が冒頭に述べられました。この未帰還者の数と留守家族の数とは別でございまして、未帰還者のうちでも、この留守家族援護法を受けずのは、対象が、妻とか夫は不具でなければならぬとか、父母は六十才以上とか、いろいろ

むずかしい条件がございますが、そういう条件に当てはまる留守家族の数を今申し上げたわけにございしますので、未帰還者の数とは必ずしも関係はございません。

○委員長(高野一夫君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(高野一夫君) 速記をつけ

○阿具根登君 それでは急いで質問をしていきますが、今度の法律で療養期間が終了したものも、当分の間、引き続いて給付を行なうということがありますが、当分の間ということはいつまでのことか、途中で切られるのかどうか、その点について伺います。

○政府委員(山本浅太郎君) 実際の気持といたしましては、転帰までというあたたい気持で考えております。

○阿具根登君 それはまことにけっこうです。

それから、今度は未帰還者調査部をこれと同時に今度廃止するのですね。そうすると、私がさっき言ったように、これで一応調査部もなくなる。そうすると、今述べておられます一万七千名のうちの大部分の人は、これはもう死亡宣告になる、こういうことにならぬと思うのです。調査部を打ち切つてしまふほど調査はもう完全に終わつておりますか。

○政府委員(山本浅太郎君) 決してさようではございせん。未帰還者調査部を廃止いたしましたも、調査課は残します。したがって、人員はほとんど変わらないで、練達の人でやつてもらいたいと考えております。した

がいまして、未帰還の仕事は今後相当残りますし、重視していく気持は変わりございせん。部長という二等級の職員を、課長に人事の関係ですというだけのことでございします。

○阿具根登君 最後に、引揚者の給付金が、本法律施行の際、五百億で発足したと思うのですが、その財源のワク内で給付金の国債発行が行なわれておるのだが、その後の収支状況は一体どうなつておるのですか。

○政府委員(山本浅太郎君) これも二月一日で、非常にたいへん古いので恐縮でございしますが、今手元にこれしかございせんので、これによりまして、今まで認定を終えしましたものが、人員にして三百五万件、それから金額にいたしまして四百四十四億、それから現在認定の手續をすでにとつておりますもの、これが十萬三千件、したがって現在ではこれを少し上回つておると思ひますが、十二月一日と御了承いただきまして十萬三千件、金額にいたしまして、約十五億でございします。

それから、今後認定をどれだけの必要があるかというの、これは推定で非常にもずかしいのでございします。私どもといたしましては、まあ十萬から十五萬ぐらいの人員は必要ではないか。したがって、金額といたしましては、まあ二十億ぐらいは要するのではないか。以上をかりに合計いたしますと、人員にいたしまして三百三十萬、金額にして四百八十億ぐらいになるのではないかと思ひます。

○委員長(高野一夫君) 別に御発言もなければ、本件に対する質疑はこれをもって終了いたします。御異議ありませんか。

○委員長(高野一夫君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(高野一夫君) 御意見のある方、賛否を明らかにして、順次御発言を願ひます。――別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めることに御異議ありませんか。

○委員長(高野一夫君) 御異議ないものと認めます。

これより採決を行ないます。戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を問題に供します。原案は、内閣提出、衆議院送付案でございします。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を願ひます。

○賛成者挙手

○委員長(高野一夫君) 全会一致であります。よつて本案は、全会一致で可決いたしました。

○徳永正利君 私は、この際、ただいま採決されました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に對し、附帯決議をつけることの動議を提出いたします。

○委員長(高野一夫君) ただいま徳永委員から提出の動議を議題とすることに御異議ありませんか。

○委員長(高野一夫君) 御異議ないものと認めます。

それでは、徳永委員から提出の附帯決議を議題といたします。

戦傷病者、遺族及び未帰還者留守家族に對しては、昭和二十七年戦傷病者戦没者遺族等援護法の制定以來関係法律の施行により、逐次援護の充実に図られてきたところであるが、今なお改善を図るべき幾多の問題が残されてゐる。

よつて政府はこれらの問題の全体についてさらに充分検討を加えるとともに、特に次の諸点については、すみやかに必要な措置をとり、援護の万全を期すべきである。

一、動員学徒等当時終動員業務に従事することを余儀なくされた準軍属の遺族の処遇について遺族給与金の年金化、戦時災害要件の撤廃、遺族要件の緩和等の実現を期すること。

二、勤務関連傷病により死亡した者の遺族に支給される特例扶助料及び特別弔慰金は、死亡者の死亡が退職後一年(結核及び精神病については三年)以内の場合に限られているが、この制限を緩和すること。

三、未帰還者の調査究明は、今日きわめて困難を伴う段階にあるが、遺族の心情等にもかんがみ、これに必要な予算及び人員を確保し、戦時死亡宣告を受けたものをも含め、今後さらに調査の万全を期すること。

なお、旧満鉄等の職員であつて、軍の命令又は要請によつて特殊勤務についたものについては、さらに調査検討を加えるべきである。

右決議する。

提案理由の説明は、質疑の間に明確にされたとおりでございまして、省略したいと思ひます。

○委員長(高野一夫君) ただいまの附帯決議案に對しまして質疑のある方は、順次御発言を願ひます。――別に御発言もなければ、これより附帯決議案を採決することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高野一夫君) 御異議ないと認めます。

それでは、徳永委員提出の附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の諸君の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高野一夫君) 全会一致であります。よつて徳永委員提出の附帯決議案は、全会一致をもつて、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

この際、森田政務次官から発言を求められております。森田政務次官の發言を許します。森田政務次官。

○政府委員(森田重次郎君) 政府といたしましては、決議の趣旨を尊重いたしまして、善処したいと存じます。

○委員長(高野一夫君) なお、議長に提出する報告書の作成、手続等につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高野一夫君) 御異議ないと認めまして、さように決定いたしました。

○委員長(高野一夫君) 次に、栄養士法等の一部を改正する法律案を議題と

いたします。

まず、提案理由の説明を願ひます。石原幹市郎参議院議員。

○委員(石原幹市郎君) ただいま議題となりました栄養士法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

まず、栄養士法の一部改正について御説明申し上げます。

栄養士法の改正につきましては、現行の栄養士の免許についてはそのままとし、新たに管理栄養士の制度を設けることとしたことがその主たる内容であります。

従来、集団給食施設等、大量の食事を供給する施設における食品の栄養上、合理的な消費、栄養効果の十分な給食の実施、給食担当者の栄養に関する知識の向上等、栄養の指導に関する業務であつて、複雑または困難なものにつきましても、栄養士のうちでも、これに関する実務について多年の修練を経た者とか、栄養士の養成施設のうちでも、特に修業して参つたのが実情であります。今後、社会生活の発展向上に伴ひまして、栄養の指導に関する業務であつて、複雑または困難なものがますます増加の傾向を示しておりますことに鑑み、このような業務を行なう適格性を有する栄養士を管理栄養士として登録する制度を設けますこととが、社会の実情に即し、その要求にこたへるものと考へられるのであります。したがつて、この際、管理栄養士制度を設けることとし、これに伴ひまして、これが登録資格、管理栄養士試験制度の実施及びその受験資格等につきましても所要の規定を設けることとしたのであります。

管理栄養士の登録資格を有する栄養士といたしましては、厚生大臣の行なう管理栄養士試験に合格した者であるか、または修業年限が四年である栄養士養成施設のうち、学校にあつては文部大臣及び厚生大臣が、その他の養成施設にあつては厚生大臣が指定したものを卒業した者としたのであります。これらの施設の指定は、管理栄養士となるに必要な知識及び技能を修得するに必要な課目と修習時間を有するものとして、政令で定める基準により行なうものとしておるのであります。

管理栄養士試験は、毎年少なくとも一回、栄養の指導に関する高度の専門的知識及び技能について行なうこととし、その受験資格は、栄養士であつて、修業年限が二年である養成施設を卒業した者にあつては、厚生省令で定める施設において二年以上栄養の指導に従事したもの、修業年限が三年である養成施設を卒業した者にあつては、同様の施設において一年以上栄養の指導に従事したもの、修業年限が三年である養成施設であつて、学校にあつては文部大臣及び厚生大臣が、その他の養成施設にあつては厚生大臣が前述の基準に準じて政令で定める基準により指定したものを卒業したもの、または修業年限が四年である養成施設を卒業したものといたしたのであります。これは栄養士がその卒業した養成施設について、修業年限の長短または同一の年限であつても、その課目と修習時間に差があることにかんがみ、これに對応して実務経験年数につき多少の差を設け、相互の均衡をはかることとしたからであります。

次に、栄養改善法の一部改正について御説明申し上げます。

現行の栄養改善法では、栄養士を置いていない集団給食施設におきましては、その給食につき都道府県等に置かれる栄養指導員の指導を受けなければならぬこととなつてゐるのであります。ここに集団給食施設と申しますのは、特定かつ多数の者に対して継続的に一定数以上の給食を行なう施設をいうのであります。が、国民の栄養改善が強く要望される今日は、かかる集団給食施設には、単に栄養指導員の指導を受けるべしという段階を一步進めて、その施設に栄養士を置き、また、集団給食施設中でも、特に多数の給食を行なう施設に、これらの栄養士のうち、少なくとも一人は管理栄養士でなければならぬようにすることが望まれるのであります。この場合、これら集団給食施設について、栄養士の配置を規定することが望ましいのであります。が、学校給食関係等における栄養士の設置状況等から見ても、必置を規定するについては、なお多少の日時を要することが妥当と認め、この際においては、一応、集団給食施設における栄養士の設置及び特定規模の当該施設における管理栄養士の設置につき、努力規定とするにとどめたのであります。

次に、都道府県等に置かれる栄養指導員たるべき者の資格につきましても、管理栄養士の制度が設けられたことに伴ひ、従来、栄養士の資格とあつた部分を管理栄養士の資格と改めました。ただし、すでに栄養指導員である者については、直ちにその地位を失うものではないとの救済規定を設けております。

最後に、今回の改正前の制度によつてすでに栄養士となつてゐる者等が五年の実務経験を有することとなつたときは、管理栄養士試験の全部または一部を免除することができると等の経過措置を講じました。

なお、栄養士法の改正部分は昭和三十八年四月一日から施行し、栄養改善法の改正部分は昭和三十九年四月一日から施行することといたしました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(高野一夫君) 本件に対する質疑は次回以降に譲りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高野一夫君) 御異議ないと認めます。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(高野一夫君) 速記をつけ

以上をもつて本日の審議は終了いたしました。次回の委員会は、後刻、委員長及び理事打合会で協議の上連絡いたします。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後零時二十二分散会

四月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、栄養士法等の一部を改正する法律案(石原幹市郎君外二十四名発議)

栄養士法等の一部を改正する法律案

榮養士法等の一部を改正する法律

（榮養士法の一部改正）

第一条 榮養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

この法律で管理榮養士とは、前項に規定する業務であつて複雑又は困難なものを行なう適格性を有する者として登録された榮養士をいう。

第五条中「榮養士の名称」の下に「（その者が管理榮養士であるときは、管理榮養士の名称を含む）」を加え、同条の次に次の四条を加える。

第五条の二 榮養士であつて次の各号の一に該当するものは、厚生省に備える管理榮養士名簿に登録を受けて、管理榮養士になることができる。

一 厚生大臣の行なう管理榮養士試験に合格した者

二 第二条第一項第一号に規定する榮養士の養成施設（以下「養成施設」という。）のうち修業年限が四年であるものであつて、学校にあつては文部大臣及び厚生大臣が、その他の養成施設にあつては厚生大臣が、政令で定める基準により指定したものである管理榮養士たるに必要な知識及び技能を修得した者

第五条の三 厚生大臣は、毎年少なくとも一回、榮養の指導に関する高度の専門的知識及び技能について、管理榮養士試験を行

なう。

第五条の四 管理榮養士試験は、榮養士であつて次の各号の一に該当するものでなければ、受けることができない。

一 修業年限が二年である養成施設を卒業して榮養士の免許を受けた後厚生省令で定める施設において二年以上榮養の指導に従事した者

二 修業年限が三年である養成施設（次号に該当する養成施設を除く）を卒業して榮養士の免許を受けた後厚生省令で定める施設において一年以上榮養の指導に従事した者

三 修業年限が三年である養成施設であつて、学校にあつては文部大臣及び厚生大臣が、その他の養成施設にあつては厚生大臣が、政令で定める基準により指定したものを卒業した者

四 修業年限が四年である養成施設（第五条の二第二号に該当する養成施設を除く）を卒業した者

第五条の五 管理榮養士が次の各号の一に該当する場合には、厚生大臣は、その登録を抹消しなければならない。

一 榮養士の免許を取り消されたとき。

二 死亡し、又は失そのの宣告を受けたとき。

第七條中「試験」の下に「並びに管理榮養士の登録、養成施設及び試験」を加える。

第八條第二号中「類似する名称」の下に「（その者が管理榮養士であるときは、管理榮養士の名称を含む）」を加える。

（榮養改善法の一部改正）
第二条 榮養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第九條第三項中「榮養士」を「管理榮養士」に改め、同条の次に次の一條を加える。

（集團給食施設における榮養管理）
第九條の二 特定多數人に対して、通例として、継続的に一回百食以上又は一日二百五十食以上の食事を供給する施設（以下「集團給食施設」という。）の設置者は、榮養の指導を行なわせるため、当該集團給食施設に榮養士を置くように努めなければならない。

2 一回三百食以上又は一日七百五十食以上の食事を供給する集團給食施設の設置者は、当該施設に置かれる榮養士のうち少なくとも一人は管理榮養士であるように努めなければならない。

第十條の見出しを削り、同条中「特定多數人に対して、通例として、継続的に一回百食以上又は一日二百五十食以上の食事を供給する施設（以下集團給食施設という。）」を「集團給食施設」に改める。

第十三條第一項中「及び榮養士

試験」を「並びに榮養士試験及び管理榮養士試験」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律のうち第一条並びに附則第二項から第四項まで及び第六項の規定は昭和三十八年四月一日から、第二条及び附則第五項の規定は昭和三十九年四月一日から施行する。

（管理榮養士試験の特例）
2 第一条の規定の施行の際現に次の各号の一に該当する者が、榮養士の免許を受けた後厚生省令で定める施設において榮養の指導に従事する期間が五年をこえたときは、その者に対する改正後の榮養士法第五条の三に規定する管理榮養士試験は、当分の間、その科目の一部を免除して行なう。

一 榮養士の免許を受けている者

二 榮養士の免許を受ける資格を有する者

三 榮養士法第二条第一項第一号に規定する養成施設において修業中の者

3 第一条の規定の施行の際榮養士法第二条第三項又は第十二条第二項の規定に該当する者及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条に規定する者であつて榮養士の実務の見習中のもの又は中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業し、若しくはこれと同等以上の学力を有すると文部大臣が認めた者であつて榮養士の実務の見習中のものが、昭和四十年三月三十一日までの間に榮養士の免許を受け

た後、厚生省令で定める施設において榮養の指導に従事する期間が五年をこえるに至つたときも、前項と同様とする。

（管理榮養士の登録の特例）
4 第二項又は前項の規定に該当する者のうち、厚生大臣が、厚生省令で定める基準により、その者が榮養の指導に従事した施設及び当該指導業務の内容を検討して第二項又は前項の規定により行なう試験を免除すべきものと認めた者は、改正後の榮養士法第五条の二の規定にかかわらず、同条に規定する管理榮養士名簿に登録を受けて管理榮養士になることができる。

（榮養指導員の経過措置）
5 改正前の榮養改善法第九条第三項の規定により任命された榮養指導員である者は、改正後の同項の規定にかかわらず、その地位を失わない。

（厚生省設置法の一部改正）
6 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第二十一号中「榮養士試験」の下に「及び管理榮養士試験」を加える。

第二十九條第一項中の表中「及び榮養士試験」を「並びに榮養士試験及び管理榮養士試験」に改める。

この法律施行に要する経費は、約一千万円の見込みである。

昭和三十七年五月八日印刷

昭和三十七年五月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局